

歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン(仮称)について

平成29年10月6日
社会資本整備審議会
建築分科会・建築基準制度部会
住宅局資料

現行制度の概要(法第3条)

歴史的建築物に対する建築基準法の適用関係

国宝、重要文化財等

自動的に建築基準法を適用除外
(法第3条第1項第1号・第2号)

自治体が指定する文化財

条例により、
現状変更の規制及び
保存のための措置を
講じたもの

安全性の確保等について建築審査会の同意
を得ることで、建築基準法の適用除外が可能
(法第3条第1項第3号)

※建築審査会の同意は、基本的に建築物ごとに個別
に行うが、自治体において予め包括的な同意基準
を定めることで、建築審査会での個別の同意を不要と
することも可能

地域において
歴史的価値のある建築物

現状

参考資料6

- 10自治体(富岡市、川越市、横浜市、鎌倉市、京都市、兵庫県、神戸市、豊岡市、津山市、福岡市)において独自条例を制定
- 実際に建築基準法の適用除外とした事例は、3自治体11件(京都市7件、神戸市2件、横浜市2件)にとどまっている

関係自治体、建築の専門家、国で構成される「歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議」を設置し、歴史的建築物を安全性の確保に配慮しつつ活用し、魅力あるまちづくりを進めるための「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン(仮称)」の作成を行う。

- ①建築基準に関する連絡会議(関係自治体、建築の専門家、国で構成)を設置
- ②連絡会議において、事例の共有を行う
- ③「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン(仮称)」を作成し、連絡会議以外の自治体に対し周知
上記を進めることにより、自治体による運用を改善

ガイドラインの作成スケジュール

H29.2
連絡会議設置

2~3ヶ月ごとに開催
テーマを設定し議論

ガイドライン
の公表

シンポジウム等
による周知

H28年度

H29年度

H30年度

適用除外とした事例



京都市・送陽亭



横浜市・旧藤本家住宅